令和８年度西表島内陸部におけるノヤギ捕獲手法検討業務に係る仕様書

１．件名

令和８年度西表島内陸部におけるノヤギ捕獲手法検討業務

２．業務の目的

ノヤギは、日本の侵略的外来種ワースト 100 及び世界の侵略的外来種ワースト 100 に指定されており、生態系被害防止外来種リストでは、対策の緊急性が高く、積極的に捕獲を行う必要があるとされる緊急対策外来種に分類されている。国内では、東京都の小笠原諸島及び八丈島、鹿児島県の奄美群島並びに沖縄県の慶良間諸島などで、踏圧や食害による自然植生への影響や、それらに起因した土壌流出による水産被害などが大きな問題となっている。

西表島では近年、世界自然遺産登録地である古見岳周辺を中心に、ノヤギの群れが確認されている。この状況を踏まえて、沖縄県は「重点対策種」として指定し、ノヤギ防除計画においては、環境省、沖縄県、市町村等の関係部局で連携して、防除の実施・普及啓発・捕獲手法の検討を進めることとしている。

令和２年度以降に関係機関・団体が行った捕獲作業の多くは比較的アクセスしやすい島の低地部に集中している。一方、古見岳の山頂部やその奥地においても生息情報があるが、これらエリアにおいてはこれまでほとんど実施されていない。

本業務は、世界遺産の価値を損なう脅威の排除を目的として、古見岳の山頂部付近において捕獲作業を実施し、効果的な手法を検討するものである。

３．業務の内容

（１）作業計画の立案

古見岳の山頂部付近における捕獲の作業計画を立案し、環境省西表自然保護官事務所の担当官（以下、「環境省担当官」という。）に協議する。立案の際には以下の条件によること。

- くくり罠（最低必要数 18 基とし、請負者が手配すること。）による捕獲作業を行うこととする。
- 西表島北東部の古見岳周辺、かつ標高 250m以上のエリアを対象とする。
- 捕獲期間は 24 日間程度を想定し、そのうち罠の撤去に２日を見込む。また、罠の設置及び見回り等は原則２人以上で実施すること。
- 全ての罠の稼働日数の合計は 378 罠・日以上とする。
- 原則として罠の作動後 24 時間以内に見回りを実施できる体制を確立することとする。
- 捕獲作業の実施、捕獲個体の処理にあたっては、関係法令を遵守し適正に実施すること。

（２）捕獲作業の実施

（１）の作業計画に基づき、下記作業を実施する。

１）住民への周知・法令手続き等の実施

・　捕獲作業前に地元住民・登山道利用者に対し、対象地区でノヤギの捕獲を行う旨周知すること。また、捕獲作業に必要な法令手続きについては、請負者が行うこととする。
・　作業場所の土地所有者には請負者にて承諾を受けること。

２）捕獲作業

以下の要領で実施する。

・　設置する猟具には第３者が見ても分かるように、業務名、設置目的、設置者の情報を掲示すること。
・　捕獲に当たっては、鳥獣捕獲許可証を必ず携帯すること。
・　悪天候等のやむを得ない事情により、作業計画に沿って見回り作業を実施できない場合には、環境省担当官と個別に協議すること。

捕獲した個体は、以下の要領で適切に譲渡・処理する。

・　捕獲した個体の所有者が分かる場合、所有者に連絡して引き渡すこととする。
・　捕獲した個体が生体で所有者が不明な場合、島内で引き取りを希望する者に、「竹富町ヤギの適正な飼養及び管理に関する条例」に基づき、野外に逸出させないようにすること、及び飼育するにあたり関連法令を遵守することを誓約させた上で譲渡を行う。ただし、地形等の条件により生体の運搬が困難な場合、関係法令を遵守して適切に処理すること。
・　また、見回り時に既に死亡していた場合についても、関係法令を遵守して適切に処理すること。

（３）捕獲手法の検討・整理

（２）捕獲作業の結果を踏まえて、次年度以降の対策を見据え、手法等の課題を整理し改善案を提示すること。

（４）報告書の作成

（１）～（３）の結果を取りまとめた報告書を作成すること。報告書の作成にあたっては、以下の内容を整理してまとめること。

・　わなの設置場所を示した地図
・　捕獲個体毎の捕獲日、捕獲位置、性別、成長段階、捕獲個体の写真
・　わな毎の設置日、回収日、捕獲効率 CPUE（捕獲個体数/わな稼働日）
・　捕獲作業を行うにあたっての課題（技術面、体制面等）
・　捕獲個体の処分方法、埋却処分した場合の埋却場所を示した地図

４．打合せ協議

打合せは、３．（１）作業計画作成時、（４）成果物取りまとめ時に、環境省担当官を交えて行うこととする（1 回 4 時間程度、全 2 回程度を想定）。打合せはオンライン

会議を想定する。

５．業務履行期限
令和９年３月 31 日（水）　まで

６．成果物
紙媒体：報告書　３部（Ａ４判　30 頁程度 簡易製本可）
電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R　２枚（セット）
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。
提出期限：令和９年３月 31 日
提出場所　環境省沖縄奄美自然環境事務所西表自然保護官事務所

７．著作権等の扱い
（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
（２）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
（３）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
（４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
（５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
（６）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

７．情報セキュリティの確保
請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。
（１）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
（２）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
　また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
（３）請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事

故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

（４）請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

（５）請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

８．その他

（１）請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

（２）本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

（別添）

１．報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第６条第１項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html）を参考に適切な表示を行うこと。

２．電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

（１）Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

（２）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式　又は MPEG4 形式

（３）（２）による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

（４）以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

（５）文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

３．成果物の二次利用

（１）納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

　第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

（２）環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル（https://data.e-gov.go.jp/）」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html

４．その他

　成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。